

特定非営利活動法人大富士フットボールクラブ
会員規約

(目的)

第1条 特定非営利活動法人大富士フットボールクラブ（以下「当法人」という。）は、正会員及び賛助会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

(会員の定義)

第2条 会員の定義は、次のとおりとする。

- (1) 正会員とは、当法人の活動の趣旨及び目的に賛同し、各種活動に可能な範囲で参加できる個人の会員をいう。
- (2) 賛助会員とは、当法人の活動の趣旨及び目的に賛同し、当法人の活動を主に資金的に支援する意思を持つ個人及び団体の会員をいう。

(入会)

第3条 入会の申込みをする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、当法人にEメール又は直接提出することとする。年会費は、原則、振込みで受け付けるものとし（要望があれば現金での支払いも可能とする。）、申込書の受領後14日以内に年会費の振込みを事務局が確認した日をもって入会の成立とする。

(年会費)

第4条 年会費は、次のように定める。

- (1) 正会員 年額 1,000円
- (2) 賛助会員 年額（個人） 1口 3,000円（何口からでも可）
（法人） 1口 10,000円（何口からでも可）
- (3) 毎年4月中に当法人指定口座へ振り込むものとする。
- (4) 年会費は、当法人への寄付金として受領し、便宜供与のないものとする。

(入会の拒絶)

第5条 当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (3) 暴力団関係者又は反社会的勢力に与する者であった場合
- (4) 年会費の支払いが指定期限日を過ぎても未納の場合

(会員資格及び有効期間)

第6条 正会員及び賛助会員の資格有効期間は、当法人決算月末日（毎年3月31日）までとする。

2 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申出がない限り、満了の翌日から1年間

延長するものとし、以後も同様とする。

- 3 個人で入会した正会員又は賛助会員が退会若しくは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。
- 4 団体会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって当法人に通知する必要がある。
- 5 会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

(表決権)

第7条 総会は、当法人定款に定めるとおり正会員をもって構成し、賛助会員は議決権を有さない。

(会員情報の変更)

第8条 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に届け出なければならない。

- 2 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

(会員情報等の公開)

第9条 当法人は、会員情報を原則として外部に公開することはない。

- 2 会員の発言等が第三者に不利益を及ぼすと判断したときは、会員のプライベート情報を警察又は関連諸機関などに通知することがある。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会又はこれらに準じた権限を有する機関から法令の規定に基づき会員のプライベート情報やアクセスログに関する情報開示を求められたときは、必要に応じて情報を開示することがある。
- 3 会員は、当法人の上記対応が法令に従って行われる限りこれに異議をとなえないものとし、当法人は責任を負わないものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき。
- (4) 正当な理由なく、1年度を通して共同の活動が行われなかったとき。
- (5) 本規約に違反したとき。
- (6) 除名されたとき。

(除名)

第11条 当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき。この会員規約に違反したとき。
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他当法人が会員として不適切と判断した場合。

(退会)

第12条 会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(抛出金品の不返還)

第13条 既に納入した入会金及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

(禁止事項)

第14条 会員は、当法人による活動に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者若しくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- (4) 営業活動や営利目的又はその準備を目的とした行為。その他、不適切と判断される全ての行為

(免責)

第15条 当法人に関連して、会員が他の会員若しくは第三者に対して損害を与えた場合又は会員と他の会員若しくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を追わないものとし、当該会員は、自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害を与えないものとする。

(損害賠償)

第16条 会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、又はそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。

2 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

(会員規約の変更)

第17条 当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

附 則

この規約は令和4年10月1日から施行する。